13　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十五条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第百八十五条の八第一項及び第二項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「前条第十二項」を「前条第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第六項中「若しくは第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第七項中「同条第十二項若しくは第十三項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項第一号中「前条第十二項若しくは第十三項」を「前条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改める。

第百八十五条の十三中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第十九項」に改める。

第百八十五条の十五第一項中「第十七項」を「第十九項」に改める。

第百八十五条の十六中「（平成十一年法律第二百二十五号）」及び「（平成十四年法律第百五十四号）」を削る。

第百八十五条の十八第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第百八十五条の十九中「第百七十七条第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改める。

第百八十七条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣又は内閣府大臣及び財務大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第百七十七条第二号」を「第百七十七条第一項第三号」に、「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改める。

第百九十一条中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改める。

第百九十二条の次に次の一条を加える。

（法令違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第百九十二条の二　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行つた者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第百九十四条の七第三項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第百五十六条の八十」の下に「、第百九十二条の二」を加える。

第百九十七条の二に次の二号を加える。

十四　第百六十七条の二第一項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五　第百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第百九十七条の二の次に次の一条を加える。

第百九十七条の三　第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）

二の三　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第百九十八条の三中「違反した場合」の下に「（第三十八条の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加える。

第百九十八条の六第二号中「第三十八条第一号」の下に「の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加え、同条第十一号中「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改め、同条第十一号の四を同条第十一号の五とし、同条第十一号の三を同条第十一号の四とし、同条第十一号の二を同条第十一号の三とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第五十六条の三の規定による命令に違反した者

第二百条第十九号中「第百六十七条の二」を「第百六十七条の三」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十、第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項」に改め、同条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五又は第百七十七条第二号」を「第二十七条の三十五第一項又は第百七十七条第一項第三号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四　削除

第二百五条の三第一号中「第百七十七条第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百七十七条第一項第二号の規定による事件関係人に対する処分に違反して物件を提出しない者

第二百七条第一項第二号中「除く。）」の下に「又は第百九十七条の三」を加え、同条第二項中「又は第百九十七条の二」を「、第百九十七条の二」に改め、「除く。）」の下に「又は第百九十七条の三」を加える。

第二百八条第八号中「又は第五十六条の三の規定による命令」を削る。

第二百九条第十一号中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改め、同条第十二号中「第百八十七条第二号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第十三号中「第百八十七条第三号」を「第百八十七条第一項第三号」に改める。